

高校・大学等への進学支援について

1

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
生活保護グループ 野々山

1 生活保護制度における 各種就学の原則的な位置づけ

2

○ 小・中学校

世帯内で保護を受けながら義務教育を受ける。
教育扶助により就学を保障。

○ 高校

稼働年齢ではあるが、自立助長に効果的であれば世帯内
就学を認め、生業扶助(高等学校等就学費)で就学を援助

○ 大学

高卒までに得られた技能・知識に応じて稼働能力の活用を
求める。一定の条件下で就学を認める場合には世帯分離

2 高校就学の取扱い

3

○就学を認める考え方

稼働年齢層に達しているため、稼働能力の活用が保護の要件ではあるが、同時に自立助長及び一般世帯等との均衡の観点から配慮も必要



高等学校等に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合には、稼働能力の活用を求めず、当該高校生等の最低生活費を保護の対象とし、高等学校等就学費を給付する。

高等学校等就学費の基準額超過部分や対象外経費についても、就学に必要な最低限度の額については収入認定除外が認められる。

2 高校就学の取扱い

4

○高等学校等の範囲

- ・定時制、通信制を含む高等学校
- ・中等教育学校の後期課程
- ・特別支援学校の高等部専攻科
- ・高等専門学校

※専修学校又は各種学校

（高等学校等を修了したことのない場合）

※【課】問第1の7

修学年限3年以上かつ普通教育科目を含む就業時間が概ね年800時間以上

意欲、能力、健康状態等から判断して、当該世帯の自立助長のうえで高校就学と同程度の効果が期待できるもの

2 高校就学の取扱い

5

○高等学校等就学費

区分	金額	内容・備考等
基本額	月7,300円	定額。日割りなし
学級費	月2,170円以内	学級費等が基本額を超過するときの特別基準
教材代	実費	全生徒が必ず購入する教科書、副読本、 ワークブック、和洋辞書、楽器 ICTを活用した教育にかかる通信費
授業料	月9,900円以内	全日制。県立高校水準
入学料	5,650円以内	全日制
入学考査料	30,000円以内	原則受験2回まで+ α
入学準備金	118,200円以内	
通学交通費	必要最小限の額	
学習支援費	年101,000円以内	課外クラブ等の費用。1.3倍特別基準あり

2 高校就学の取扱い

6

○高等学校等就学者に関する収入認定の取扱い

【次】第8-3(3)〔抄〕

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができる ものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの

- (ア) 高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額
- (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

2 高校就学の取扱い

7

○関連通知の改正について

・別冊問答集

問7－90－2〔夜間中学校に就学する者〕

・現にその能力に応じて稼働能力を活用しており、かつ、夜間中学へ就学し、義務教育相当の教育を受けることが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合

・不登校等により稼働能力の獲得のために必要な教育を十分に受けることができなかったこと等により、直ちに稼働能力の活用を求めるよりも夜間中学へ就学することが世帯の自立助長に資すると見込まれる場合



必要な範囲で教育扶助の対象

※他法他施策の利用の可否についても検討の上、慎重に判断

「義務教育に伴って必要な」経費ではないことから、要否判定における最低生活費には計上しない

3 大学進学の実扱い

8

○大学生は下記の条件で世帯分離できる

- ・保護開始時に現に大学で就学している場合
- ・一定の貸与金・給付金・減免等を受けて就学する場合
- ・生業扶助の対象とならない専修学校・各種学校で就学する場合



いずれも
「特に世帯の自立助長に効果的である」
と認められる場合（【局】第1－5）

※稼働能力を十分活用した上で夜間大学で就学する場合には世帯内就学が認められる。

3 大学進学の実施

9

○進学準備給付金※

「生活保護法による進学準備給付金の支給について」

（平成30年6月8日付け社援発0608第6号厚生労働省社会・援護局長通知）

大学へ進学することにより世帯分離→10万円

// 転 出 →30万円

※名称が「進学・就職準備給付金」に変更

3 大学進学の実態

10

「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究」から
大学への進学を具体的に考え始めた時期

- ・高校1年生まで・・・36.5%
- ・高校2年生・・・23.2%
- ・高校3年生・・・34.3% ⇒ 約6割は2年生まで



高校入学後早い時期からの制度周知が必要

さらに令和2年度からは
「大学等における修学の支援に関する法律」施行